

被保険者証・受給者証などの更新時期が近づきました

被保険者証・受給者証

●後期高齢者医療制度加入者

①後期高齢者医療被保険者証を更新します

8月1日からの新しい後期高齢者医療被保険者証を、7月中旬に簡易書留で郵送します。8月からは、新しい被保険者証で受診してください。

●70歳〜74歳の国民健康保険加入者

②国民健康保険高齢受給者証を更新します

8月1日からの新しい国民健康保険高齢受給者証を、7月中旬に普通郵便で郵送します。8月からは、新しい受給者証で受診してください。

※これから70歳になる方については、誕生日月（1日生まれの方は誕生日前月）の月末に高齢受給者証をお送りします。

※国民健康保険被保険者証の更新の時期は9月末ですので、それまではお手元の被保険者証をお使いください。

高齢受給者証の負担割合

高齢受給者証の医療費窓口負担については、見直しにより、平成26年度から次のとおりとなりました。

・誕生日が昭和19年4月1日までの

方：2割（特例措置により1割）
 ・誕生日が昭和19年4月2日以降の方：2割

ただし、現役並み所得者（住民税課税所得が145万円以上の方）は誕生日に関わらず3割です。

※高齢受給者証の一部負担金の割合欄に「2割（特例措置により1割）」と記載のある方は、医療機関での窓口負担は1割です。

※生年月日により、同世帯でも1割と2割の方が混在する場合があります。

基準収入額適用申請

新しく届いた①・②に記載されている負担割合が「3割」となっても、一定の要件を満たす方は、申請すると申請月の翌月から、負担割合が「1割」に変更となります。詳細はお問い合わせください。

問合せ 国民健康保険課係（内線3455）

限度額適用認定証 標準負担額減額認定証

病気やケガを治療した場合、多額の自己負担をしなければならないことがあります。このような場合は、「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すると、窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。

また、市・県民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示することで入院時の食事標準負担額が減額されます。

認定証は、市役所および各総合支所市民課窓口で申請できます。

●70歳未満の国民健康保険加入者

7月31日有効期限の認定証は、8月以降使用できません。引き続き必要の方は改めて申請が必要です。

※国民健康保険税に未納がある方は交付できない場合があります。

●70歳〜74歳の国民健康保険加入者で市・県民税非課税世帯の方

7月31日有効期限の認定証は、8月以降使用できません。引き続き必要の方は改めて申請が必要です。

※市・県民税課税世帯の方は、高齢受給者証を医療機関へ提示することに

より自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請の必要はありません。

●後期高齢者医療制度加入者で市・県民税非課税世帯の方

7月31日有効期限の認定証をお持ちの方は、新しい認定証を7月末までに郵送しますので、申請の必要はありません。

※市・県民税課税世帯の方は、後期高齢者医療被保険者証を医療機関へ提示することにより、自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請の必要はありません。

条件や制度の詳しい内容はお問い合わせください。

問合せ 国民健康保険課係（内線3446）／各総合支所市民課（荳蒲・内線122／栗橋・内線215／鷺宮・内線127）

国民健康保険の海外療養費が申請できます

海外渡航中に急病やケガにより現地の医療機関で診療を受けた場合、海外療養費を申請することができます。

支給対象 日本国内で診療を受けた場合に健康保険の適用が受けられる治療
 ※初めから治療目的で海外へ渡航した場合は支給対象外となります。

支給金額 日本国内の医療機関で同じ診療を受けた場合を基準に計算した額と現地で支払った実費額とを比べて安い金額の一部負担金を除いた額を支給します。

申請に必要なもの

- ・保険証
- ・診療内容明細書（日本語訳付）
- ・領収明細書（日本語訳付）
- ・現地で支払った領収書（原本）
- ・渡航期間がわかるパスポート
- ・世帯主の口座情報が分かるもの

申請場所 国民健康保険課または各総合支所市民課

問合せ 国民健康保険課係（内線3446）